

消防団強化対策検討委員会設置要綱

(目的)

第1条 「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律（平成25年法律第110号）」が制定されたことに伴い、消防団員の確保対策をはじめ、消防団のあらゆる取り組み等について検討を行い、地域防災力の充実強化を図ることを目的とする。

(組織)

第2条 消防団強化対策検討委員会（以下「委員会」という。）は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は、総務部長をもって充てる。

3 副委員長は総務部担当部長庶務課長事務取扱をもって充てる。

4 委員は次の者を充てる。

(1) 消防局長が指名する関係職員

(2) 消防団長が推薦する消防団員

(委員長及び副委員長)

第3条 委員長は、会務を統括し、委員会を招集しその議長となる。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(委員会の招集)

第4条 委員会は、必要に応じて委員長が招集するものとする。

(専門部会)

第5条 委員会に専門部会を置くことができる。

2 専門部会の設置、構成その他必要な事項は、委員長が定める。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、総務部庶務課において行う。

(その他必要事項)

第7条 委員会の運営その他この要綱の施行に際し、必要な事項は委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年1月17日から施行し、令和4年4月1日から適用する。